



Kumamoto City

News Release

令和7年（2025年）3月24日

熊本市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画（素案） に関するパブリックコメントの結果について

熊本市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画（素案）に関するパブリックコメントの結果について、下記のとおり公表します。

記

募集期間 令和6年（2024年）12月16日（月）
～ 令和7年（2025年）1月15日（水）

意見提出人数及び件数 2名、26件

公表する内容 提出された意見と、それに対する市の考え方
※別紙参照

意見募集結果公表期間 令和7年（2025年）3月24日（月）
～令和7年（2025年）4月24日（木）

公表方法 熊本市ホームページ掲載
男女共同参画課、区役所総務企画課、まちづくりセンター（中央区まちづくりセンターを除く。）、中央公民館、中央区まちづくりセンター大江交流室、中央区まちづくりセンター五福交流室、河内まちづくりセンター河内交流室、河内まちづくりセンター芳野分室、城南まちづくりセンター城南交流室、総合保健福祉センター、地域コミュニティセンター及び男女共同参画センターはあもにいでの縦覧

【お問い合わせ先】

男女共同参画課
電話：096-328-2262

課長：上村 奈津子（うえむら なつこ）
担当：主査・内田 加奈子（うちだ かなこ）
参事・吉本 紫穂（よしもと しほ）

熊本市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画（素案）
に関するパブリックコメントの結果について

令和7年（2025年）3月24日

男女共同参画課

熊本市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画（素案）について、市民の皆様からご意見を募集したところ、下記のようなご意見をいただきました。ありがとうございました。なお、公表にあたっては、取りまとめの都合上、ご意見を案件ごとに集約させていただきました。

記

- 1 意見募集期間 令和6年（2024年）12月16日（月）
～ 令和7年（2025年）1月15日（水）
- 2 意見募集結果の公表日 令和7年（2025年）3月24日（月）
- 3 ご意見の提出状況 ご意見を提出された方の人数 2名
ご意見の件数（まとめりごと） 26件
- 4 提出されたご意見と、それに対する本市の考え方 別紙記載のとおり
※いただいたご意見は、趣旨を要約させていただいております。また、同内容のご意見は一項目として取りまとめさせていただきました。

（内訳）

【対応1（補足修正）】

ご意見を踏まえて素案を補足修正または追加記載したもの 5件

【対応2（既記載）】

既にご意見の趣旨、考え方を盛り込んでいる、あるいは同種の記載をしているもの 1件

【対応3（説明・理解）】

市としての考えを説明し、ご理解いただくもの 12件

【対応4（事業参考）】

素案には盛り込めないが、事業実施段階で考慮すべき事として今後の参考とするもの 8件

【対応5（その他）】

素案に対する意見ではないが、意見として伺ったもの

0件

5 意見募集結果資料の入手方法

熊本市ホームページに掲載しており、また、男女共同参画課窓口、区役所総務企画課、まちづくりセンター（中央区まちづくりセンターを除く。）、中央公民館、中央区まちづくりセンター大江交流室、中央区まちづくりセンター五福交流室、河内まちづくりセンター河内交流室、河内まちづくりセンター芳野分室、城南まちづくりセンター城南交流室、総合保健福祉センター、各地域コミュニティセンター及び男女共同参画センターはあもにいでも閲覧できます。

【お問合わせ先】

熊本市男女共同参画課

電話番号：096-328-2262

提出されたご意見とそれに対する本市の考え方

項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
素案全体	<p>「支援対象者が住まいを確保できるよう、課題の整理と包括的な相談体制の整備を行うことで、住まいの確保の支援を行うこと」についての表現を明記すべきと考えます。</p> <p>専門的な相談先は必須と思いますが、困窮女性のための相談窓口としては、多種多様な相談へ対応するため、一次相談先として「包括的な相談窓口」を整備することで適切な支援に繋げる可能性が高くなると思います。市でも住宅と福祉が連携しより良い相談体制を整備していただきたい。</p> <p>基本方針の中に「包括的な相談窓口設置等」を追記していただきたい。</p>	<p>相談窓口の充実と支援体制の強化を基本方針Ⅰとして掲げております。今後、具体的な包括的な相談窓口については、課題を整理しながら、適切な相談支援体制の整備を進めてまいります。</p>	<p>対応3 （説明・理解）</p>
	<p>困窮女性等への各種支援について全体像が見えるポンチ絵のようなものを追記した方が分かり易いと思います。</p>	<p>具体的な支援制度等については、今後、整理してまいります。</p>	<p>対応4 （事業参考）</p>
	<p>参考資料として、用語解説、関係法令を追加していただきたい。</p> <p>また、別添資料として、相談窓口、関係機関、支援団体一覧等を作成していただきたい。</p>	<p>参考資料として、用語解説、関係法令を追加します。相談窓口等については、計画とは別に周知してまいります。</p>	<p>対応1 （補足修正）</p>

<p>素案全体</p>	<p>支援対象者や相談窓口、民間支援団体の等の現状や課題を提示しつつも、それに対して、従来の支援員の育成や他機関との連携を行うなど従来通りの取り組みが提示してあるだけで、それぞれの課題をどう具体的に解決していくのかが不明確です。例えば、計画案では民間支援団体との協力が強調されていますが、その具体的な連携方法や資金面での支援策は明記されていません。</p> <p>また、外国人、LBTQ+、障がい者、若年層など、特に支援が必要なマイノリティ女性に対する具体的な配慮が不十分です。例えば、外国人女性に対する支援窓口の拡充や、LBTQ+女性が抱える特有の課題（社会的偏見や孤立）に対応する施策が明示されていません。現行の支援体制では、多様な困難を抱える女性に対してのアプローチが十分にされる保証がありません。</p>	<p>本計画は女性が個々の状況に応じて意思を尊重されながら、最適な支援を受けられるよう、継続的な支援を推進するための基本方向を示す計画として策定するものです。</p> <p>今後、計画を推進するにあたり、具体的な事業等の実施や適切な相談支援体制の整備を進めてまいります。</p>	<p>対応4 (事業参考)</p>
<p>第1章2 支援対象者</p>	<p>支援対象者の説明に「在留資格の有無や種類等」を追加してください。</p> <p>国や地方公共団体の職員には、退去強制事由に該当する外国人を知った場合、通報義務がありますが、通報によって行政の目的に重大な支障や不利益が生じる恐れがある場合は、通報しなくてもよいとされています。それにもかかわらず、この通知が徹底されておらず、在留資格のない被害女性が入管に通報され収容される事例が発生しています。</p> <p>在留外国人女性は、結婚移民も多く、彼女たちの在留資格は配偶者等に依存しており、DV被害を受けても暴力から逃れにくい状況にあります。また「家族滞在」や「留学」、「技能実習」などの在留資格の人は、DV防止法の一時保護の対象に含まれますが、生活保護等の社会福祉制度の適用対象外とされていることで、行政による一時保護がほとんど受けられない状態となっています。在留資格という不安定要素があるので、外国人女性は日本人女性より一層、困難な状況に陥りやすいという特徴がありま</p>	<p>女性支援法が定義する状況に当てはまる方であれば、支援の対象といたします。</p>	<p>対応3 (説明・理解)</p>

	<p>す。</p> <p>困難女性支援法の基本理念は、「人権の擁護」「抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにする」とあります。また熊本では今後 TSMC 関係で在留外国人女性の数は更に増加し、また家族滞在で在留する女性が増加する可能性があります。なので、困難な問題を抱える女性であれば、在留資格の有無、また、在留資格の種類に関わらず、適切な支援を提供することを明記する必要があると考えます。</p>		
<p>第2章1 (4) ① 母子家庭 の状況</p>	<p>ひとり親の男女差が大きいのは生活費の工面に加え住宅の確保です。生活費の中で大きな割合を占めるのが家賃等の住宅関連費であり、女性のひとり親家庭の困りごとの大半は住宅に関連する事柄と考えられます。そのため、住宅の確保についても言及すべきと思います。</p>	<p>困難な問題を抱える女性の住宅の確保に関しては、取組の方向性 I-4 で居住支援として取り組んでまいります。</p>	<p>対応3 (説明・理解)</p>
<p>第2章2 (1) 女 性相談窓 口</p>	<p>女性相談窓口では住宅に関する相談への対応は充分ではないのではないのでしょうか。そもそも女性相談窓口で住宅に関する相談をしようとする方が少ないのではないかと思います。</p> <p>生活する上では住まいの確保はとても重要です。女性相談窓口で住まいに関する相談を受けるか、そうでなければ、住まいの相談に繋ぐ仕組みを整備することが必要と思います。</p>		
<p>第2章2 (2) 配 偶者暴力 相談支援 センター</p>	<p>DV 被害者のシェルターや住宅の相談に対応できる仕組みが必要と考えます。</p>	<p>今後の事業の参考にさせていただきます。</p>	<p>対応4 (事業参考)</p>
<p>第2章5 現状から 見えてき た主な課 題</p>	<p>少子高齢化の進展等、今後の社会状況の変化に伴う視点での課題として、高齢夫婦のみ世帯の夫の死亡による寡婦のみの高齢単身世帯の増加、高齢単身女性の保証人不在、高齢女性への情報提供・周知方法の検討等についても記載が必要と思います。</p>		

<p>第3章3 計画の体系 I 相談窓口の充実と支援体制の強化</p>	<p>「4自立支援の実施」を（居住）と（就労）に分けるか、あるいは「6 住宅の確保への支援」を追加すべきと思います。</p>	<p>自立支援の取組の一つとして、住宅の確保等、居住の支援を位置付けております。なお、23ページで居住の支援と就労支援について取組を記載しております。</p>	<p>対応2 (既記載)</p>
<p>第4章2 関係機関の役割 (2) 関係部署・関係機関の役割</p>	<p>「女性が抱える困難な問題に対しては児童福祉、母子福祉、障がい者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の支援制度があり、既に様々な分野の相談窓口が連携し、相談や支援を実施しています。」の方が分かり易いと思います。</p>	<p>御指摘を踏まえ、修正いたしました。</p>	<p>対応1 (補足修正)</p>
<p>第4章3 主な関係部署・関係機関</p>	<p>主な関係機関の一覧表について、主な関係団体を分野ごとにまとめたほうが分かり易いと思います。</p>	<p>関係機関は様々あり、複数分野にまたがっていることから、分野ごとではありませんが整理いたしました。</p>	<p>対応3 (説明・理解)</p>

<p>第4章4 取組の方向性Ⅰ-1 女性 相談支援 員の育成 と体制整備</p>	<p>困難を抱えた女性の意思を尊重し、置かれた状況を把握しきめ細かな支援を提供するための、支援者のニーズに応じた支援体制として、多言語での情報提供や相談窓口での多言語対応を行うことを明記してください。</p>	<p>主な取組として、外国人等に配慮した対応を記載しております。 なお、相談内容が多岐にわたることから、現在、関係部署等と連携して多言語対応をしております。今後も多言語での情報提供や相談窓口対応を行ってまいります。</p>	<p>対応3 (説明・理解)</p>
<p>第4章4 取組の方向性Ⅰ-1 女性 相談支援 員の育成 と体制整備</p>	<p>相談員がDV等被害者支援の一環として、DV等加害者にも連絡折衝等の介入を行うような支援体制を構築することを明記してください。DV等の再被害を防止し、生活自立を支援し、被害者のエンパワメントを行うために、加害者との連絡や折衝などが必要となる場合がありますが、現在の支援体制では、加害者への連絡等を行政の支援員・相談員が担当できるようにはなっていません。2017年に熊本県が行ったDV被害者相互支援・加害者対応モデル事業を踏まえて2019年に完成したDV被害者支援のガイドラインを有効活用してください。</p>	<p>DVに関しては、支援対象者の置かれている状況や支援ニーズにより警察、関係機関や民間支援団体等と連携して取り組んでまいります。</p>	<p>対応3 (説明・理解)</p>
<p>第4章4 取組の方向性Ⅰ-2 支援対象者の早期把握</p>	<p>「支援対象者の早期把握と適切な支援」の方がより正確と思います。</p>	<p>ここでは、「早期把握」についての取組を記載しておりますので、このままの記載といたします。</p>	<p>対応3 (説明・理解)</p>

<p>第4章4 取組の方向性Ⅰ-3 居場所づくり</p>	<p>一時的な避難のみならず、短期のシェルター、中期のステップハウス、所在を公表し、同一経済圏で自立を目指すオープンハウス等、様々な事情を持つ女性のニーズに対応ができる居場所づくりを行うことを明記してください。</p> <p>技能実習生が日本で出産する際、出産後の住居問題が出てきます。技能実習生等も安心安全に出産・育児が行えるよう、母子支援施設への入居を認めるなど適切な対策を講じることを基本計画に含んでください。</p>	<p>今後の事業の参考とさせていただき、主な取組に基づいて取り組んでまいります。</p>	<p>対応4 (事業参考)</p>
<p>第4章4 取組の方向性Ⅰ-4 自立支援の実施</p>	<p>居住支援の主な取組について、「居住支援法人」を追記していただきたい。熊本県が認定した居住支援法人を加えた方がより実態に合うと思います。</p>	<p>20ページの「主な関係機関」に追記いたしました。</p>	<p>対応1 (補足修正)</p>
<p>第4章4 取組の方向性Ⅰ-4 自立支援の実施</p>	<p>就業支援について、ここでは「就労支援」に統一した方が適切だと思います。</p>	<p>御意見を踏まえ、修正いたしました。</p>	<p>対応1 (補足修正)</p>
<p>第4章4 基本方針Ⅱ 関係機関・民間支援団体との連携・協働</p>	<p>児童相談所や子ども支援相談員と女性相談員の連携強化による面前DV対策を行い、子どもと母親の両方を保護する体制を整えることを明記してください。児童相談所などの親に対する子への親権の制限や積極介入を行う子どもを守るための面前DVの政策方針と、DV加害者との対応をせず、被害者を遠くに逃がすことを基本とするDV被害者保護の政策方針が逆方向で、連携できていないと見受けられます。面前DVが判明した場合に児童相談所や子ども支援相談員と女性相談員と一緒に家庭訪問を行ったり、情報を共有するなど連携して解決を目指す支援体制を整えてください。</p>	<p>今後の事業の参考にさせていただきます。</p>	<p>対応4 (事業参考)</p>

<p>第4章4 Ⅱ-2 支 援調整会 議の設置</p>	<p>各会議の構成メンバーは多種多様になると思いま すが、現段階で「行政」「関係機関」「支援団体等」 それぞれ想定されているのでしょうか。</p>	<p>関係部署、関係 機関、民間支援 団体の関係者で 構成します。</p>	<p>対応3 (説明・理 解)</p>
<p>第4章4 取組の方 向性Ⅲ- 1 未然 防止啓発 の実施</p>	<p>「全ての人への」「全ての」を追記していただき たい。 「年齢や発達段階に応じた全ての人への教育と啓 発が必要です。」 「全ての子どもたちに対し、発達段階を踏まえた」</p> <p>市民に向けた情報発信について、「情報提供」を追記 していただきたい。 「効果的な情報提供、周知啓発の推進」</p>	<p>記載のままで 対象となるた め、このままの 記載といたしま す。</p> <p>「情報提供」は 特定の個人や少 人数に情報を伝 えることを指 し、ここでは広 く市民に向けて 周知を行うこと を目指すことか ら、このままの 記載とします。</p>	<p>対応3 (説明・理 解)</p>
<p>第4章4 取組の方 向性Ⅲ- 2 相談 窓口の周 知</p>	<p>「多様な」「相談対応内容」を追記していただき たい。 「多様な相談窓口や相談対応内容、支援制度等につ いて」</p> <p>外国人等、日本語に制限がある方を考慮し、やさし い日本語を含む多言語での情報提供を行うなど、外 国人や、障がい者、LGBTQ+の方、高齢者や若年 層など、多様な支援対象者に支援情報が届くように 取り組むことを明記してください。</p>	<p>困難な問題に直 面した際に相談 できる窓口や活 用できる支援制 度について記載 していることか ら、このままの 記載とします。</p> <p>困難な問題を抱 える女性への支 援制度や相談窓 口について、市 民向けに積極的 に周知してまい ります。</p>	<p>対応3 (説明・理 解)</p> <p>対応4 (事業参考)</p>

<p>第4章5 成果指標</p>	<p>「暴力根絶、性暴力被害防止講座などの出前講座の参加者数」の目標値について、根拠のある数値とは思いますが、目標なので1,000人に出来ないでしょうか。</p>	<p>すでに策定済の計画に併せて、目標値を設定しております。3年間の計画期間で目標値を達成できるよう取り組んでまいります。</p>	<p>対応3 (説明・理解)</p>
<p>第5章1 計画の推進と進捗管理</p>	<p>「庁内連絡会議」に加え「支援調整会議」についても追記する必要があると思います。また、支援調整会議については、住宅の確保(居住支援)に関わる関係部署等の表現を追記すべきと思います。</p>	<p>御意見を踏まえ、修正いたしました。</p>	<p>対応1 (補足修正)</p>

ご意見に基づき修正した
箇所は5箇所です。

熊本市困難な問題を抱える女性への 支援に関する基本計画

【案】

目次

第1章 基本的な考え方	- 1 -
1 策定の背景と趣旨	- 1 -
2 支援対象者	- 1 -
3 計画の位置づけ	- 2 -
4 計画の期間	- 2 -
第2章 現状と課題	- 3 -
1 本市の支援対象者の主な現状	- 3 -
2 本市の相談窓口の現状	- 9 -
3 民間支援団体等の状況	- 13 -
4 女性相談支援員・区役所福祉課・民間支援団体へのヒアリング	- 15 -
5 現状から見えてきた主な課題	- 16 -
第3章 目指す姿・基本方針・計画の体系	- 18 -
1 目指す姿	- 18 -
2 基本方針	- 18 -
3 計画の体系	- 18 -
第4章 支援の内容	- 19 -
1 支援の方向性	- 19 -
2 関係機関の役割	- 19 -
3 主な関係部署・関係機関	- 20 -
4 取組内容	- 21 -
5 成果指標	- 27 -
第5章 計画の推進と進捗管理	- 28 -
1 計画の推進	- 28 -
2 計画の進捗管理	- 28 -
参考資料① 用語の解説	- 29 -
参考資料② 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	- 32 -
参考資料③ 熊本市困難女性支援基本計画（仮称）策定委員会名簿	- 39 -

第1章 基本的な考え方

1 策定の背景と趣旨

これまで、対象者が「女性であること」に着目した福祉的な支援の施策は、昭和31年（1956年）制定の売春防止法に基づく「婦人保護事業」に関する施策が中心で、「要保護女子」の「保護更生」を目的とするものであり、困難な問題に直面している女性の人権の擁護・福祉の増進や自立支援等の視点は不十分なものでした。

時代が変わるにつれて、「売春をなす恐れのある女子」以外にも配偶者からの暴力を受けた被害者への支援や人身取引被害者の保護、ストーカー行為等の被害者への支援等、婦人保護事業による支援の対象者が拡大されてきました。

しかしながら、女性の抱える問題は近年複雑化、多様化、複合化が進み、従来の枠組での対応には限界が生じており、包括的な支援が必要とされていることから、「女性の福祉」、「人権の尊重」、「男女平等」の理念のもと、令和4年（2022年）5月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号）（以下「法」という。）が成立し、令和6年（2024年）4月1日から施行されました。また、令和5年（2023年）3月には、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」（令和5年厚生労働省告示第111号）（以下「基本的な方針」という。）が示されました。

本市では、「熊本市第8次総合計画」や「第2次熊本市男女共同参画基本計画」において、だれもが自分らしく生きることができるよう、差別や偏見を受けることがなく、人権が尊重され、お互いを認め合う人権尊重社会を推進しています。また、性別にかかわらず自らの意思や意欲に応じて、社会のあらゆる場面で能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいます。

そのような中、女性が、女性であることにより、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害に遭遇しやすい状況にあることや、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題が存在するほか、不安定な就労状況による経済的困窮、孤独・孤立などの社会的困難等に陥るおそれがあります。

本計画は、法や国の基本的な方針に即し、困難な問題を抱える女性が、個々の状況に応じて意思を尊重されながら、最適な支援を受けられるよう、行政と関係機関、民間支援団体とが連携を図り、継続的な支援を推進するための基本方向を示す計画として策定します。

また、こうした取組を進めることにより、女性だけでなく、すべての方の人権を尊重する社会の実現を目指します。

2 支援対象者

法第2条では、支援等の対象となる困難な問題を抱える女性について、「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）」と規定しています。

本計画では、性暴力や性的虐待、性的搾取の被害者、DV被害者、ストーカー被害者、親族間暴力等被害者、人身取引等被害者等、法が定義する困難な状況に当てはまる女性であれば、年齢、障がいの有無、国籍等を問わず、支援の対象とします。

なお、性自認が女性であるトランスジェンダーの方については、トランスジェンダーであることに起因する人権侵害・差別により直面する困難があることから、支援の対象とします。

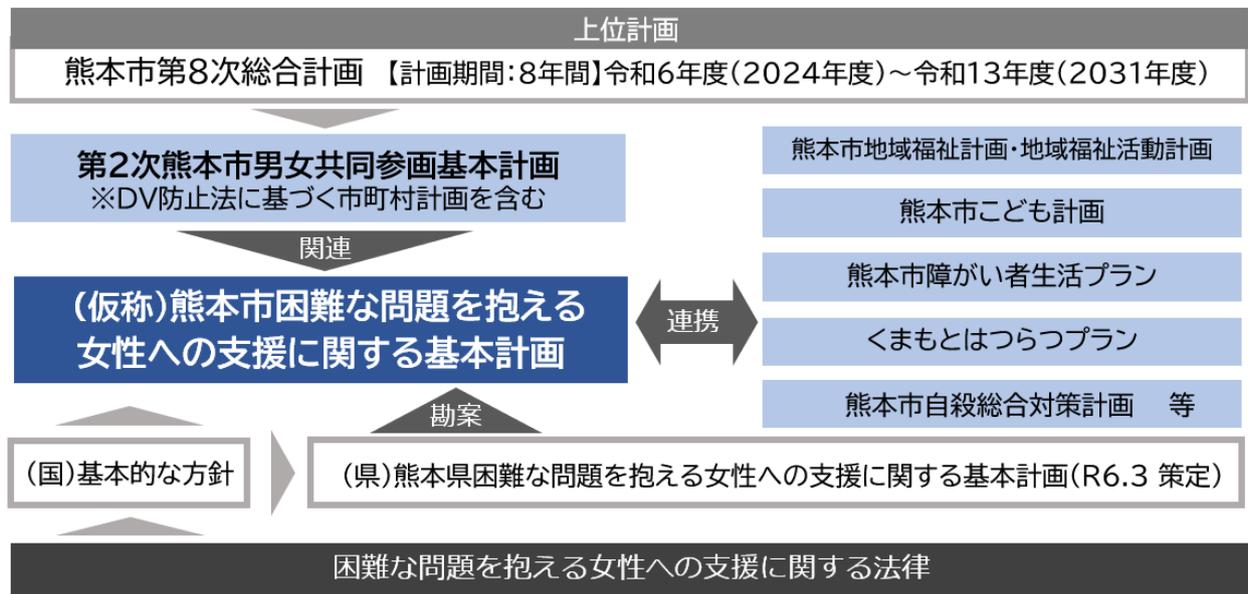
3 計画の位置づけ

本計画は、法第8条第3項に基づく市町村基本計画として策定します。

また、法や国の基本的な方針に基づき令和6年（2024年）3月に熊本県が策定した「熊本県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」を踏まえるとともに、「熊本市第8次総合計画」を上位計画とします。

なお、本計画は、困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備等を具体的な施策の一つとして掲げている「第2次熊本市男女共同参画基本計画」に関連する計画とします。

さらに、本市関連施策の計画と連携し、円滑で効果的な計画の推進を図ります。



4 計画の期間

本計画の計画期間については、関連計画である「第2次熊本市男女共同参画基本計画」の改定時期を考慮し、令和7年度（2025年度）から令和9年度（2027年度）までの3年間とします。

第2章 現状と課題

本市では、女性を対象とする施策として、相談窓口の設置のほか、女性に対する暴力の根絶に向けた啓発活動など実施しています。関連施策として、生活困窮やひとり親家庭、妊娠・出産などの多様な支援に取り組んでいます。

本計画策定にあたり、本市の女性の現状を把握するため、関係部署・関係機関・民間支援団体等からの意見聴取を行いました。本章では見えてきた課題を整理しています。

1 本市の支援対象者の主な現状

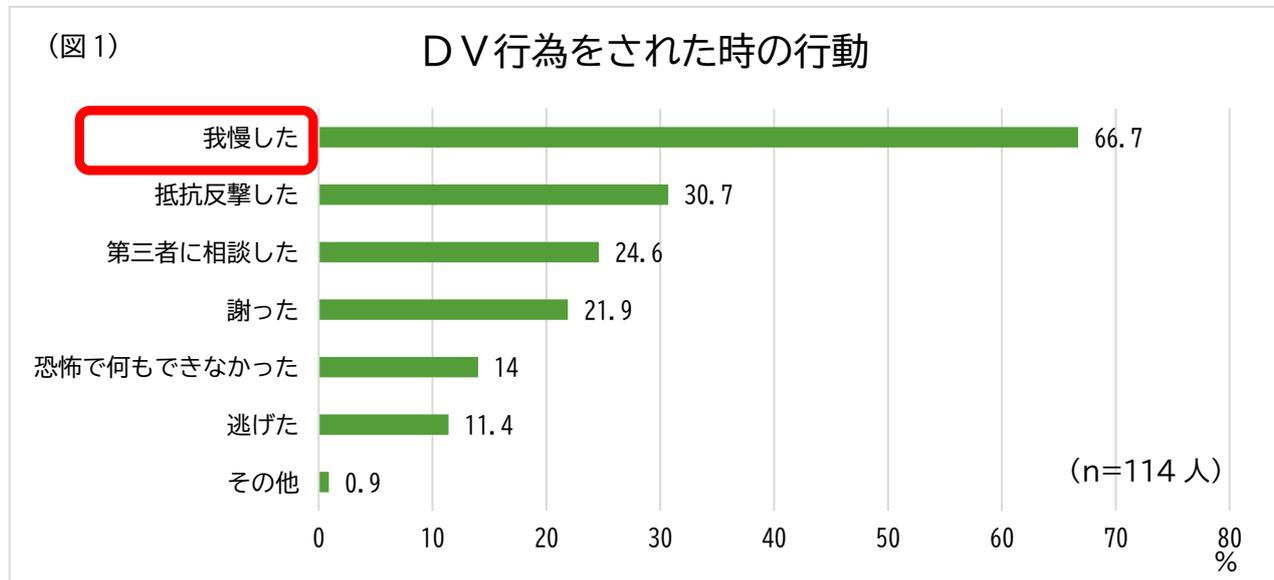
女性が抱える困難な問題として、女性であることで起きる事象や女性特有の妊娠・出産などについて、「人権・男女共同参画に関する市民意識調査」や「熊本市男女共同参画社会の実現に向けたアンケート調査」を実施しました。

アンケート	目的	対象	調査期間	調査方法	回答
人権・男女共同参画に関する市民意識調査	人権問題及び男女の社会参画状況を把握するため	本市在住の20歳～69歳市民2,000人	R5年7月1日～ R5年7月31日	郵送法及びWeb回答	603件 30.2%
熊本市男女共同参画社会の実現に向けたアンケート調査	女性の状況や困り感を把握するため	本市在住又は通勤・通学する10代以上の女性	R4年9月15日～ R5年2月15日	Web回答及び紙面	1,823人



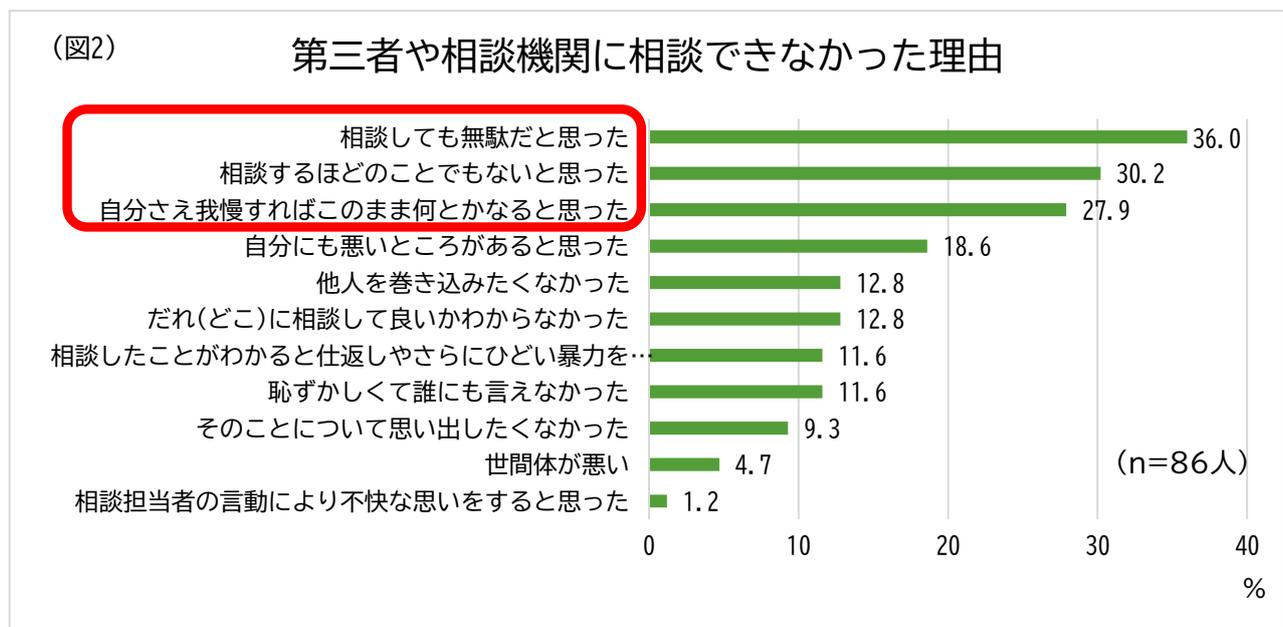
(1) DV行為をされた時の状況

「人権・男女共同参画に関する市民意識調査結果」（令和5年度 熊本市男女共同参画課）では、DV行為をされた時に、「我慢した」が66.7%と最も多く、次いで「抵抗反撃した」の割合が多いという結果となっています。（図1）



出典:人権・男女共同参画に関する市民意識調査結果(令和5年度 熊本市男女共同参画課)

また、第三者や相談機関に相談できなかった理由としては、「相談しても無駄だと思った」が36%と最も多く、次いで「相談するほどのことでもない」や「自分さえ我慢すればこのまま何とかかなと思った」という結果になりました。（図2）



出典:人権・男女共同参画に関する市民意識調査結果(令和5年度 熊本市男女共同参画課)

(2) 性暴力被害を受けた時の状況

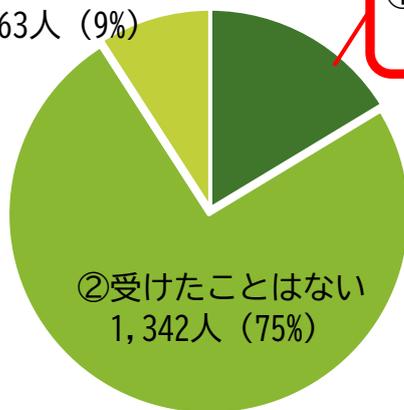
「熊本市男女共同参画社会の実現に向けたアンケート調査結果」（令和4年度 熊本市男女共同参画課）では、性暴力を「①受けたことがある」と回答した人が16%となりました。（図3）続けて「①受けたことがある」と「③わからない・答えたくない」と回答した人を対象に、性暴力被害を受けた後に相談機関に相談したか、との質問に対して、「②相談したかったが相談していない」と回答した割合が51%と最も多く、「③相談の必要までは感じなかった」も22%となっています。（図4）

(図3)

性暴力を受けたことがあるか

③わからない・
答えたくない
163人 (9%)

①受けたことがある
293人 (16%)



- ①受けたことがある
- ②受けたことはない
- ③わからない・答えたくない

(n=1,789人)

出典:熊本市男女共同参画社会の実現に向けたアンケート調査結果
(令和4年度 熊本市男女共同参画課)

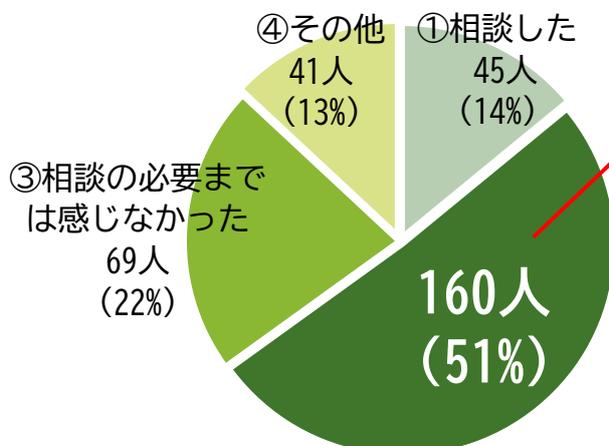
(図4)

性暴力被害を受けた後に相談機関に相談したか

④その他
41人
(13%)

①相談した
45人
(14%)

③相談の必要まで
は感じなかった
69人
(22%)



- ①相談した
- ②相談したかったが相談していない
- ③相談の必要までは感じなかった
- ④その他

(n=314人)

出典:熊本市男女共同参画社会の実現に向けたアンケート調査結果
(令和4年度 熊本市男女共同参画課)

(3) 妊娠に関すること

令和4年の本市の出生数は5,792人、合計特殊出生率は1.43と、少子化が進んでいるものの、全国値の1.26よりも高くなっています。(表1)

そのような中、妊娠は喜ばしいことの反面、経済的困難、家庭環境や健康上の問題など、出産や子育てへの不安や身体の負担などが重なり、妊娠期・出産期に困難な状況に陥る場合は少なくありません。

(表1)

	出生数(人)	合計特殊出生率		
	熊本市	熊本市	熊本県	全国
R1	6,293	1.48	1.60	1.36
R2	6,101	1.51	1.60	1.33
R3	6,093	1.49	1.59	1.30
R4	5,792	1.43	1.52	1.26

各年10月1日現在

出典:人口動態総覧(厚生労働省)から作成

① 人工妊娠中絶の状況

熊本県における令和4年度の人工妊娠中絶件数は2,030件となっており、年代別では「20歳代」が最も多く893件、次いで「30歳代」の795件となっています。また、実施率(女子人口千対)は6.6となっており、全国と比べて高い数値となっています。(表2)

(表2)

R4年度	熊本県	東京都	大阪府	福岡県	全国
~19歳	157	1,631	947	497	9,569
20歳代	893	13,607	6,042	2,999	56,697
30歳代	795	7,419	3,782	2,236	44,234
40歳代	185	1,818	947	633	12,206
50歳~			3	1	8
不詳					11
計	2,030	24,475	11,721	6,366	122,725
実施率	6.6	7.7	6.5	6.1	5.1

出典:令和4年度衛生行政報告例の概況(厚生労働省)から作成

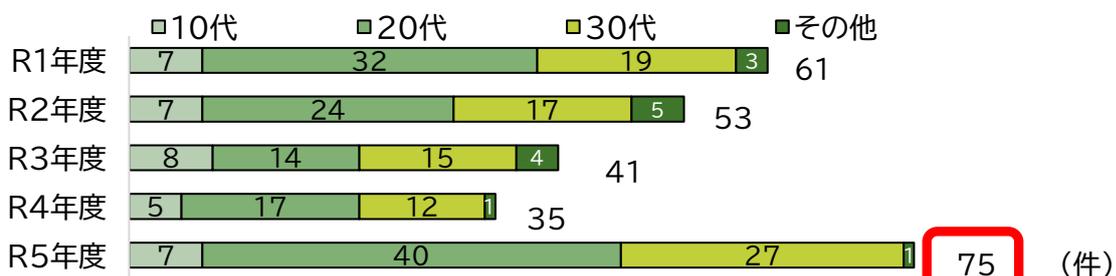
② 特定妊婦

出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦である特定妊婦には、経済的困窮や精神面での不安等で支援が必要とされています。

本市の令和5年度の受理件数は75件で、過去最多となっています。(図5)

(図5)

特定妊婦受理件数(年代別)



(4) 生活に関すること

① 母子家庭の状況

本市の令和4年の婚姻の件数は3,214件で、離婚件数は1,114件となっています。(表3)

また、令和2年国勢調査によると、本市の母子世帯の数は、全世帯数326,920世帯に対し、5,141世帯となっています。(表4)

(表3)

年	婚姻	離婚
R1	3,677	1,321
R2	3,386	1,241
R3	3,302	1,251
R4	3,214	1,114

出典:人口動態総覧(厚生労働省)から作成

(表4)

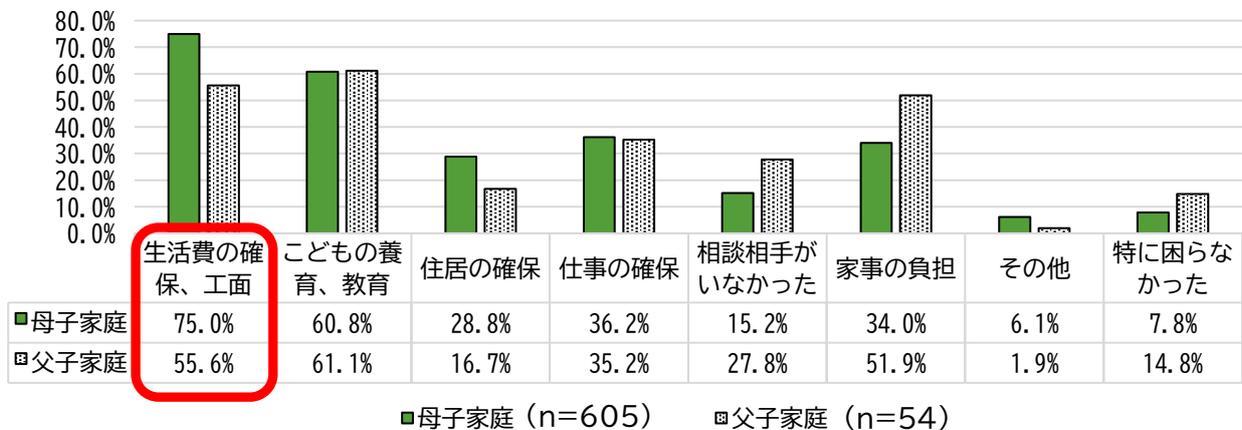
年	全世帯数	母子世帯(割合)
H22	302,413	5,780(1.9%)
H27	315,456	6,204(2.0%)
R2	326,920	5,141(1.6%)

出典:国勢調査 人口等基本集計から作成

令和4年度に熊本県が調査した熊本県ひとり親家庭等実態調査によると、ひとり親になって困ったことについて、母子世帯では「生活費の確保、工面」が75.0%と割合が最も高く、父子世帯の55.6%と比べても19.4ポイント高くなっています。(図6)

(図6)

ひとり親になって困ったこと



出典:令和4年度熊本県ひとり親家庭等実態調査報告書(熊本県子ども家庭福祉課)

また、本市の生活保護受給世帯における母子世帯が占める割合は4%前後で推移しており、令和5年度は444世帯となっています。(表5)

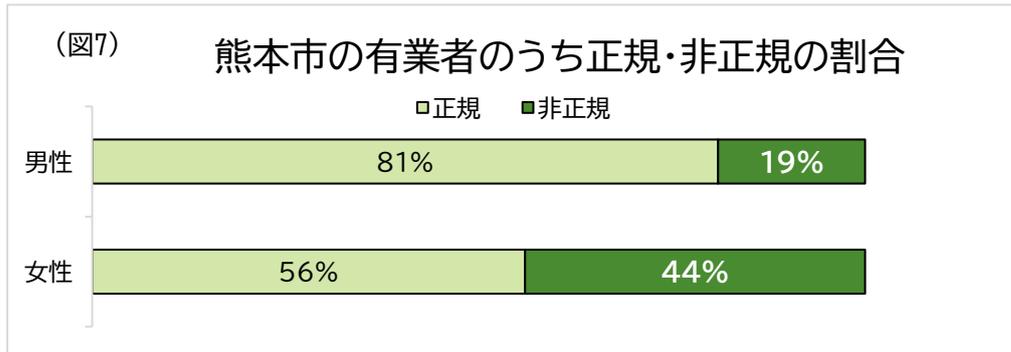
(表5)

年度	保護世帯総数	母子世帯(割合)
R2	12,019	510(4.2%)
R3	11,968	485(4.1%)
R4	12,082	468(3.9%)
R5	12,077	444(3.7%)

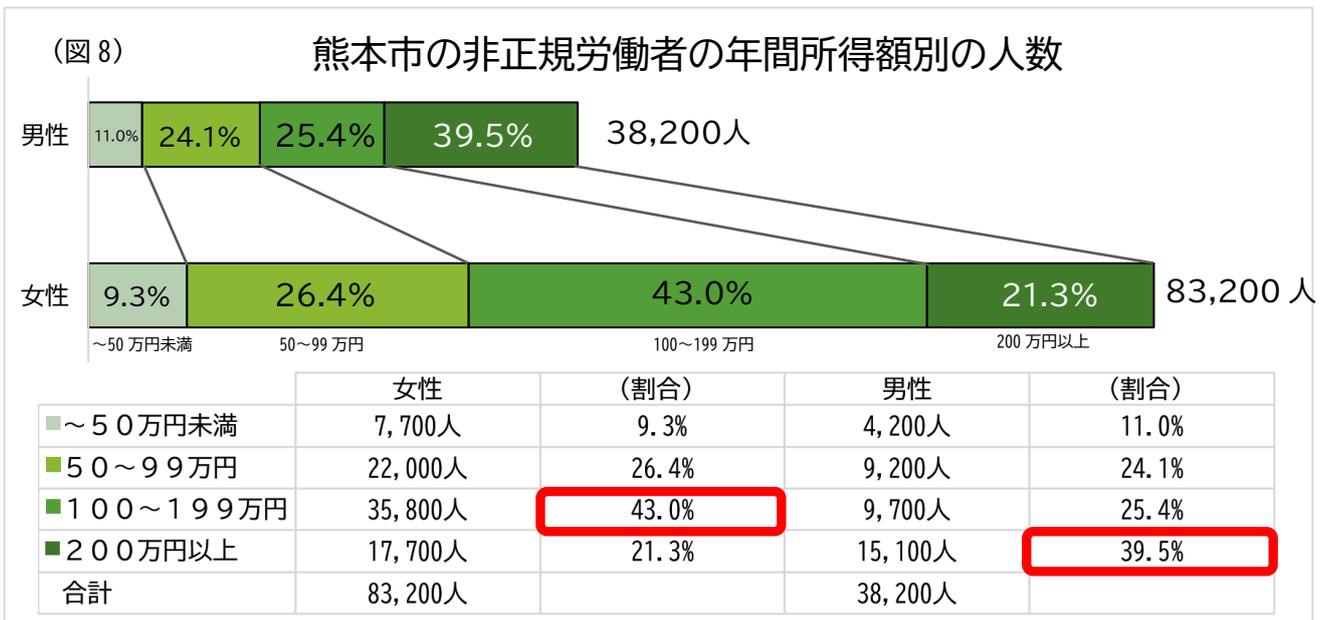
② 女性の就業と所得

総務省の令和4年就業構造基本調査の結果によると、熊本市内の有業者のうち非正規労働者の割合は、男性19%に対し女性44%となっており、女性の方が非正規労働者の割合が高いことが分かります。（図7）

非正規労働者の年間所得額を見ると、女性は「100～199万円」の割合が43.0%と最も高い一方で、男性は「200万円以上」が39.5%と最も高くなっており、所得格差が生じていることが分かります。（図8）



出典: 令和4年就業構造基本調査(総務省)から作成



出典: 令和4年就業構造基本調査(総務省)から作成

2 本市の相談窓口の現状

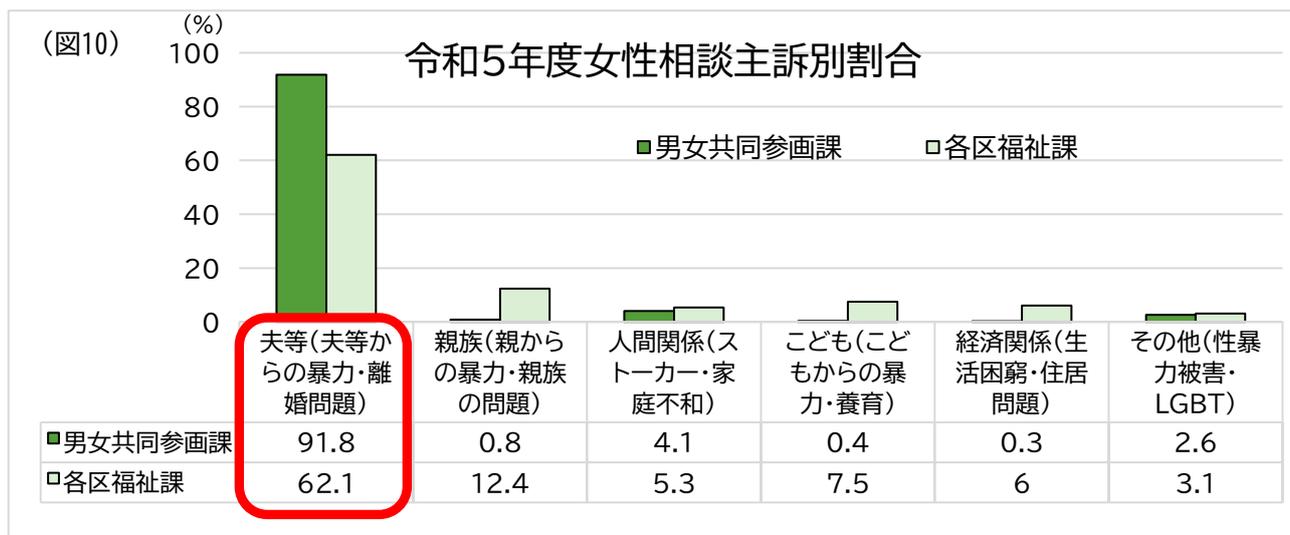
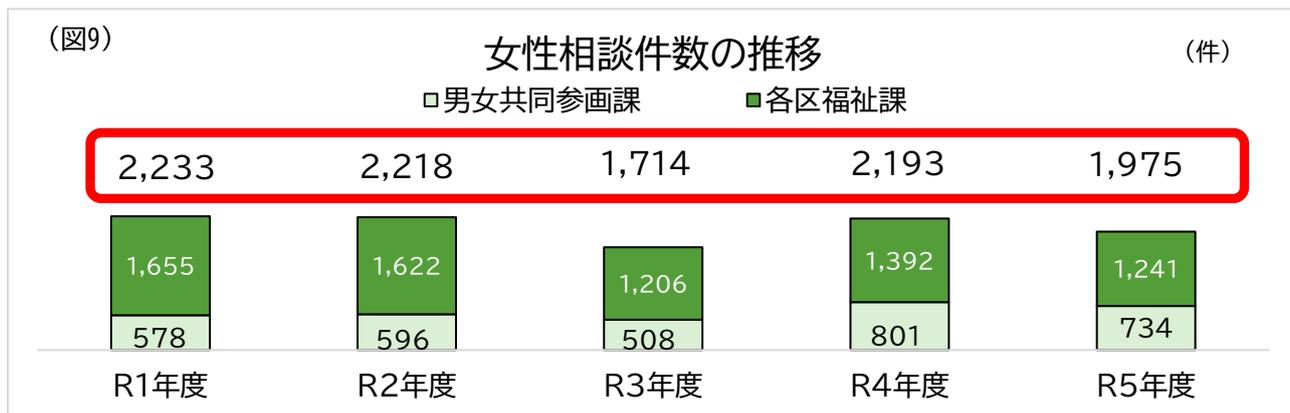
(1) 女性相談窓口

本市では、女性に関する相談窓口として、男女共同参画課相談室に主にDVを専門とした相談窓口を、各区福祉課には福祉全般に関する女性相談窓口を設置しています。これらの相談窓口には、女性相談支援員を計11人配置しており、DV、離婚問題、親からの暴力、生活困窮や精神的問題等の女性からの相談を、対面だけでなく、電話やメールでも受け付けています。また、緊急時の安全確保や、自立に向けた支援等を行っています。

本市の相談窓口で女性から受け付けた年間相談件数は、過去5年は2,000件前後で推移しています。(図9)

令和5年度の主訴別の相談内容としては、「夫等(夫等からの暴力・離婚問題)」が最も高く、次いで、「親族(親からの暴力・親族の問題)」、「人間関係(ストーカー・家庭不和)」、「子ども(子どもからの暴力・養育)」となっています。(図10)

そのうち暴力に関する相談は、女性相談全体の71.9%(1,421件)を占めています。(表6)



(表6) 令和5年度女性相談のうち暴力(ストーカー含む)に関する相談件数

分類	夫等	親族	人間関係	子ども	性暴力	全体
件数(件)	1,287	107	25	1	1	1,421
割合(%)	65.2	5.4	1.3	1.0	1.0	71.9

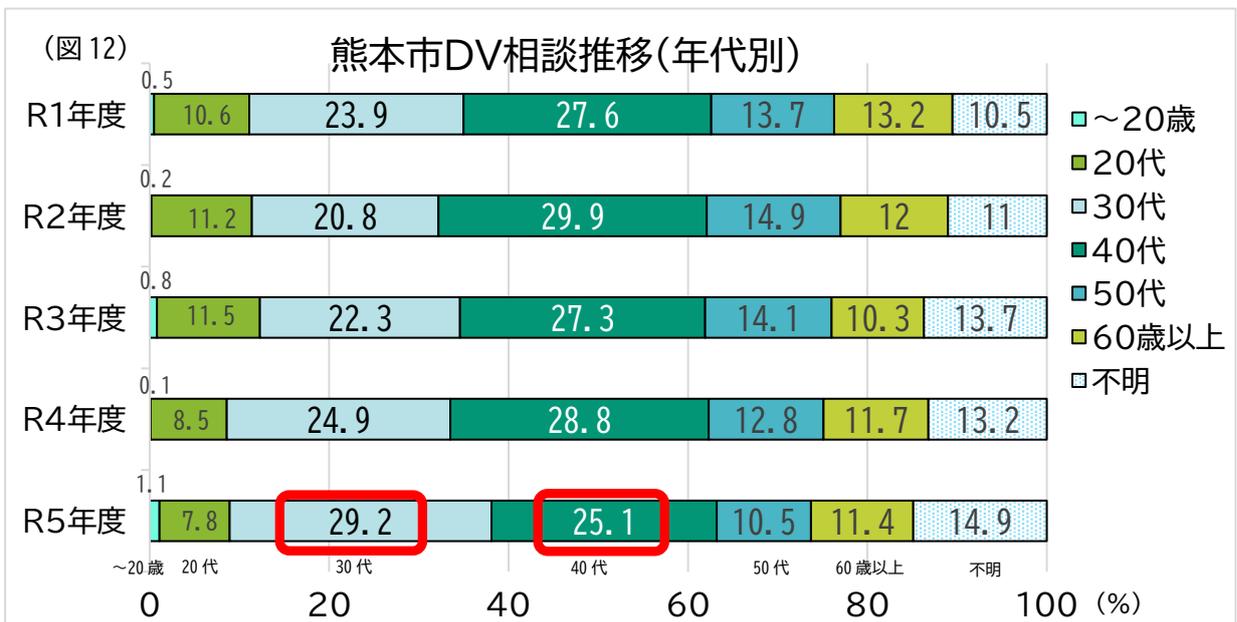
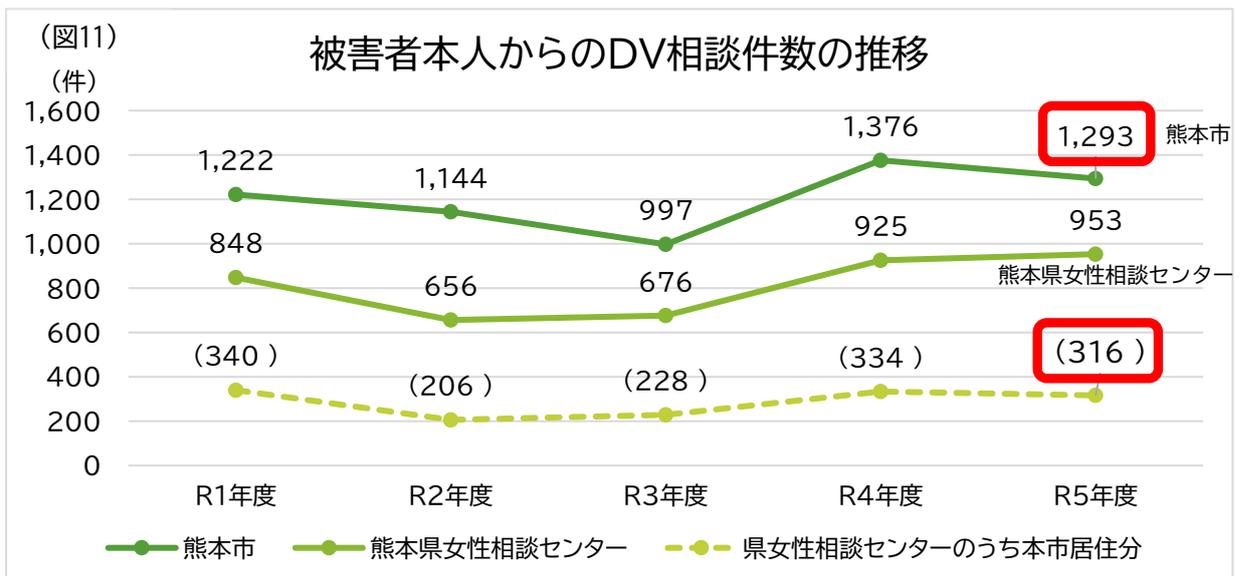
(2) 配偶者暴力相談支援センター

本市では、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等を図る、配偶者暴力相談支援センター機能を、男女共同参画課相談室、こども家庭福祉課、各区の福祉課及び保健こども課において担っています。DV被害者からの相談や保護命令の申立て支援、被害者の一時保護等を、警察や熊本県女性相談センターなどの関係機関と連携しながら実施しています。

① 窓口の相談状況

本市の女性相談窓口で受け付けたDVの相談件数は、令和5年度は1,293件であり、過去5年は約1,000～1,400件で推移しています。また、熊本市内には、熊本県の配偶者暴力相談支援センターである熊本県女性相談センターもあり、熊本県女性相談センターで令和5年度に受け付けたDV相談件数953件のうち、居住地が熊本市の相談者の件数は316件で、33.2%を占めています。(図11)

また、DVの相談の年代別では、令和5年度では「30代」が最も多く29.2%、次いで「40代」が25.1%となっています。(図12)



② 保護命令申立て支援

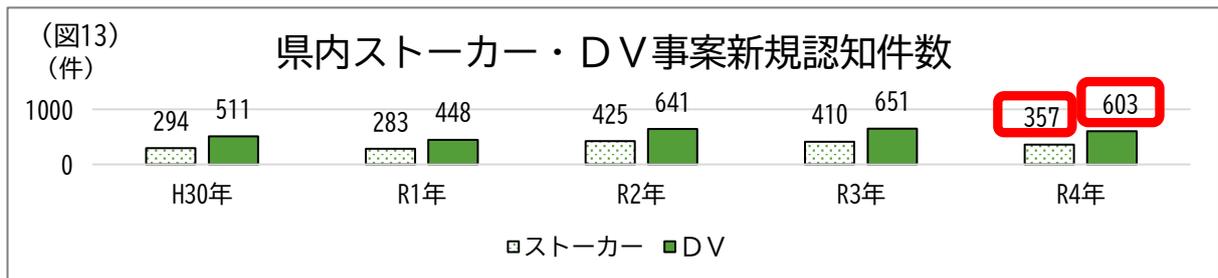
本市の配偶者暴力相談支援センターでは、支援対象者からの依頼により、地方裁判所へ提出する保護命令の申立て手続の支援を行っており、令和5年度は、依頼件数22件に対して、申立て件数は2件となっています。支援対象者からの依頼後、申立書を提出するまでに暴力や脅迫の状況や経緯を思い出しながら陳述書を書く行為が精神的に耐えられないという方や、裁判所から相手方に暴力の態様が伝えられるため恐怖を感じるなどの理由から結局提出しないという方も多く、過去5年の申立て件数は1～4件となっています。（表7）

（表7）

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
依頼件数	4	16	30	21	22
申立て件数	3	3	4	1	2

参 考

令和4年の熊本県内の警察でのストーカー・DV事案の新規認知件数は、ストーカーが357件、DVが603件となっています。（図13）さらに、令和5年の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正により、精神的なDVも保護命令の対象となり、今後も相談の内容が複雑になり認知件数も増加すると見込まれます。



提供：熊本県警察本部

（3）熊本市妊娠内密相談センター

令和5年4月に開設した熊本市妊娠内密相談センターでは、匿名による相談が可能となっており、妊娠や出産、不妊・不育症、からだのことなどに関する相談に対応しています。また、予期せぬ妊娠に悩む方や特に支援を必要とする妊婦等に対し、専門職が伴走型相談支援を行うほか、男女を問わず性や生殖に関するライフステージに応じた切れ目のない健康支援を実施しています。

令和5年度の相談件数は延べ666件で、最も多い相談内容は「思いがけない妊娠」となっています。（図14）



(4) そのほかの相談窓口

本市では、そのほかにも状況や主訴に応じた相談窓口を設けており、困難な問題を抱える女性を含め、専門的な支援に取り組んでいます。

① 熊本市こころの健康センター

精神保健福祉の専門機関として、こころの健康相談に対応しており適切な支援につなげています。また、知識の普及、精神障がい者の支援に関わる者への教育研修や技術支援を行っています。

令和5年度のこころの健康相談数は延べ8,975件（うち女性4,617件）で、「生活関連」が6,289件と最も多く、次いで「心の健康づくり」1,471件、「うつ・うつ状態」409件などとなっています。

② 熊本市若者・ヤングケアラー支援センター

電話やメール、面談のほか、LINEでも、若者やヤングケアラーに関する相談に応じ、情報提供や助言を行うほか、必要に応じて同行支援を行うなど、適切な支援につなげています。

令和5年度の相談件数（旧こども・若者総合相談センター対応分）は延べ2,212件で、「将来の不安」が1,200件と最も多く、次いで「家族内・保護者のこと」157件などとなっています。

③ 熊本市生活自立支援センター

生活困窮の相談を受け付け、必要な情報提供や支援機関へのつなぎ支援を行うほか、中長期的な支援を要する際は、本人の状況に応じた支援プランを作成します。生活、仕事、住まいなどの様々な悩みについて、どこに相談したらよいか迷ったときの最初の相談窓口です。

令和5年度の「自立相談支援」は延べ件数で11,277件、「家計改善支援」は3,965件となっています。そのほか、「一時生活支援」、「就労準備支援」や「学習支援」などを行い、適切な支援を実施しています。

④ 熊本市外国人総合相談プラザ

外国人の在留手続、雇用、医療、福祉、出産、子育て、教育等の生活全般について、情報提供や相談を行う一元的な窓口です。予約をすると、最大23言語を活用した相談対応や、適切な支援につなげています。

令和5年度の相談件数は延べ780件で、内容は、「その他」を除くと「通訳・翻訳」が134件と最も多く、次いで、「雇用・労働」128件、「入管手続き」49件、「結婚・離婚・DV」32件などとなっています。

⑤ 熊本市地域包括支援センター（高齢者支援センターささえりあ）

地域における高齢者の総合相談窓口として、高齢者が住み慣れた地域で尊厳のある生活を継続できるように、要介護状態になっても高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスを切れ目なく提供する、地域の高齢者支援の中核的役割を担う機関として、市内27カ所に設置し、総合相談支援業務や権利擁護業務などを区役所福祉課と連携し行っています。

令和5年度の相談件数は延べ116,657件で、介護保険や在宅福祉などのほかに、「権利擁護」が4,326件、「家族問題」1,221件、「経済的な問題」1,340件、「居住環境」が3,174件などとなっています。

⑥ 熊本市犯罪被害者等総合相談窓口

犯罪被害者等からの相談・問合せに対応して、関係部局や関係機関・団体に関する情報提供・橋渡しを行うなど、総合的な対応を行う窓口を設置しています。

令和5年度の相談件数は「ストーカー被害」、「DV被害」、「見舞金」など延べ9件となっています。

3 民間支援団体等の状況

(1) 民間支援団体の状況

令和5年度に熊本県が実施した「熊本県困難な問題を抱える女性への支援に関するアンケート調査」のうち、熊本市内で活動する13の民間支援団体への調査の結果は次のとおりです。

① 支援分野

支援分野では、「DV被害者支援」が8団体と最も多く、次いで「ひとり親支援」、「生活困窮者支援」など、複数の分野で支援が実施されています。(図15)

② 支援内容

支援内容は、「相談対応」(電話、対面、メール)が11団体と最も多く、次いで「伴走支援」、「被害回復支援」となっています。(図16)

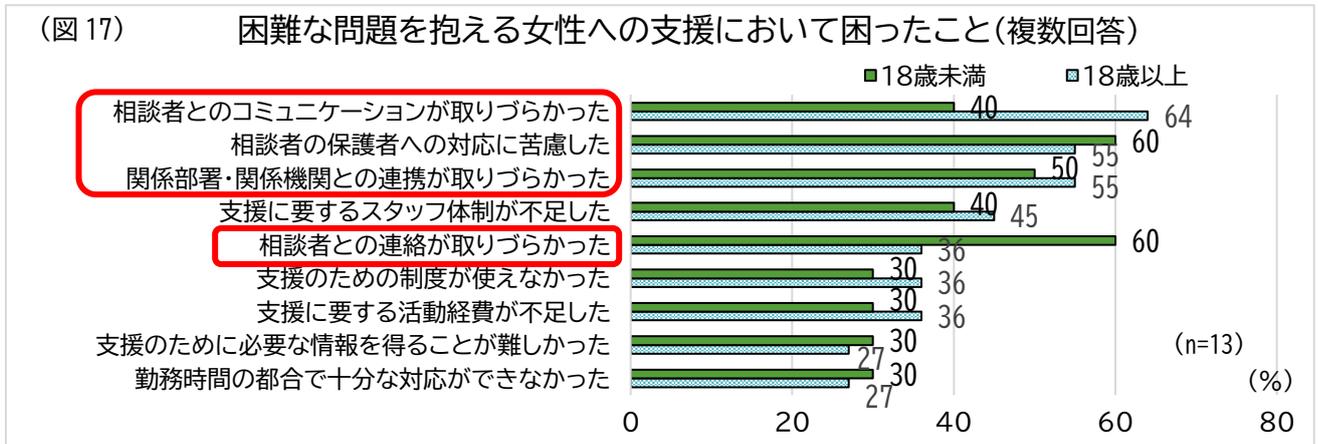


出典:熊本県困難な問題を抱える女性への支援に関するアンケート(令和5年度 熊本県子ども家庭福祉課実施)

③ 支援をする上で困ったこと

支援を実施する上で困ったこととしては、18歳未満への支援では「相談者との連絡が取りづらかった」や「相談者の保護者への対応に苦慮した」が多く、18歳以上への支援では「相談者とのコミュニケーションが取りづらかった」や18歳未満と同様に「相談者の保護者への対応に苦慮した」が多い結果となっています。

そのほか、運営に関して、「支援に要するスタッフ体制が不足した」や「支援に要する活動経費が不足した」など、民間支援団体は課題を抱えていることが分かります。さらに、関係部署や関係機関に対しても、「連携が取りづらかった」という課題が生じていることが分かりました。（図 17）

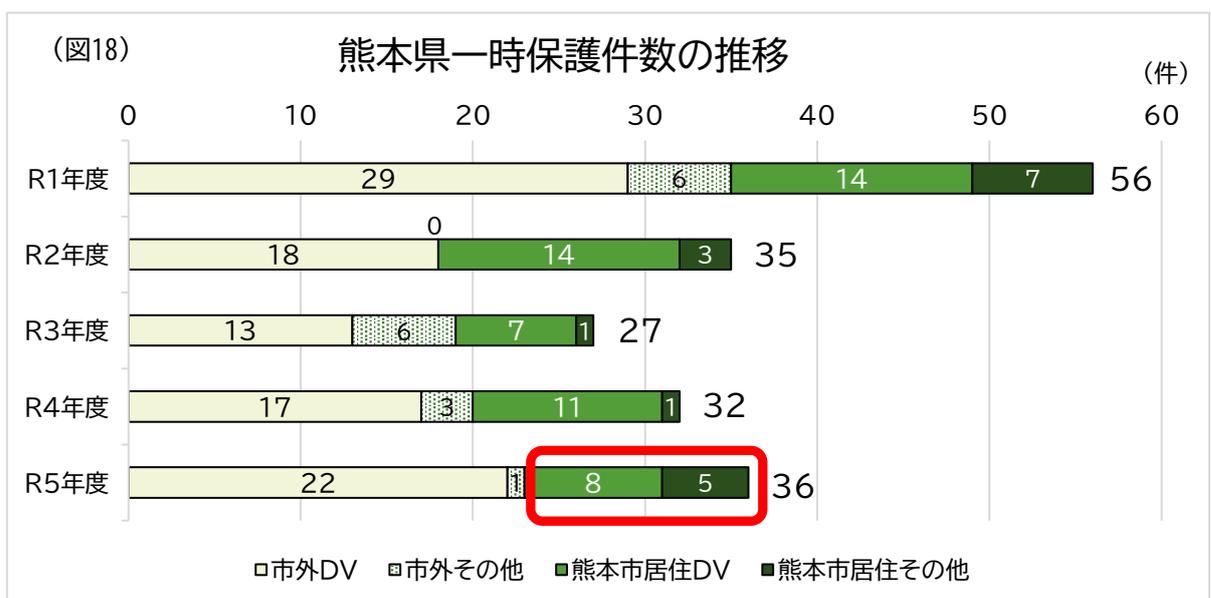


出典:熊本県困難な問題を抱える女性への支援に関するアンケート(令和5年度 熊本県子ども家庭福祉課実施)

(2) 熊本県一時保護所

熊本県の一時的保護所では、DVやその他の暴力、ストーカー等の被害に遭われた方のほか、様々な理由から居場所が必要な女性やその同伴家族を保護しており、一時保護所の入所には、原則、支援対象者の同意が必要となっています。支援対象者にとって安全安心な場所であるように、入所時から本人の意向に沿った支援を行い、自立をサポートしています。

熊本県の一時的保護所に保護された女性の件数は、令和5年度は36件で、そのうち居住地が熊本市の相談者の件数は13件(DV関係8件、その他5件)、36.1%となっています。(図18)



提供:熊本県女性相談センター

4 女性相談支援員・区役所福祉課・民間支援団体へのヒアリング

本市における困難な問題を抱える女性の現状を把握するため、女性相談支援員や区役所福祉課の職員、民間支援団体へ意見聴取を実施し、支援を行っていく上で感じていることについて、次の4つの項目に分類して整理しました。

(1) 相談支援と支援体制について

- ・女性相談支援員の業務としては、相談を受けて、最適な関係機関へつなぐこととしているが、その後の支援（アフターケア）等、今の人員体制では対応できない。
- ・短期間滞在できるシェルターなどの居場所が不足している。
- ・熊本県には女性自立支援施設がないため、単身女性を緊急一時的に保護する施設として、入所時の制約が比較的少ない民間シェルターが大きな役割を担っているが、団体の財政基盤が脆弱であり、スタッフ・活動経費が不足している。

(2) 民間支援団体との連携について

- ・相談内容が複雑化しており、女性相談支援員だけでは解決できない問題が増えているため、民間支援団体の知見やノウハウを活かした連携が有効である。
- ・関係機関・民間支援団体との連携・協働体制が整っていないため、密な情報共有や連携が難しい。

(3) 啓発・理解促進について

- ・支援対象者が若年者の場合、支援者が抱く危機感との乖離等により、対応に苦慮することが多い。
- ・市の相談窓口でどこまで解決できるか分からないため、相談に行かない人もいる。
- ・自分のニーズに合っている支援にたどり着かず、本来であれば活用できる施策や制度を活用していない人もいる。

(4) その他

- ・学校を卒業後、家族との関係に課題があり、居場所がなく孤立し、経済的には自立していない場合や、児童養護施設退所後の若年層が、制度の狭間に陥りやすい。
- ・外国語での相談の際は、翻訳機等を使用して対応しているが、支援対象者にとって安心が得られる支援対応とは言えない状況である。
- ・複雑な相談内容の場合は、特に丁寧な聴き取りや対応の必要があり、女性相談支援員だけでなく組織として対応を行っている。

5 現状から見えてきた主な課題

ここまでの第2章1～4の現状を踏まえて、本市の今後取り組むべき主な課題を、大きく3つの項目に分類しました。

(1) 相談窓口の充実と支援体制の強化

- 課題 A コミュニケーションが取りづらい支援対象者も含めて、多様な問題に対応できるよう、女性相談支援員や支援者の育成等による相談支援業務の質の維持・向上が必要
- 課題 B 支援を必要としながらも支援対象者とされていない女性が、できるだけ早期に把握され、適切な支援を受けることが必要
- 課題 C 一時的に滞在できる居場所が必要
- 課題 D 居住支援や就労支援等の社会資源を活用した自立支援が必要
- 課題 E 支援対象者が再び困難な状況に陥ったときに、再度の支援を円滑に実施できるよう、意思を尊重しながら状況に応じて緩やかにつながり続ける支援が必要

(2) 関係機関・民間支援団体との連携・協働

- 課題 F 関係部署、関係機関・民間支援団体との連携・情報共有が必要
- 課題 G 互いの強みを持ち寄ることで細かな支援ができるため、協働体制整備が必要

(3) 啓発・理解の促進

- 課題 H DVや性暴力、予期せぬ妊娠等の未然防止に向けた、教育・啓発の実施が必要
- 課題 I 困難に直面した場合に支援を受けることができる相談の必要性への理解促進と窓口の周知が必要

凡例（◎：関連性が高い ○：関連性がある）

現状			課題									
			A	B	C	D	E	F	G	H	I	
1 本市の 支援 対象者 の主な 現状	図	1 DV行為をされた時の行動		◎	◎						○	◎
	図	2 第三者や相談機関に相談できなかった理由	◎	○	○	○	○	○				◎
	図	3 性暴力を受けたことがあるか									◎	◎
	図	4 性暴力被害を受けた後に相談機関に相談したか	◎	○	○	○	○	○			○	◎
	表	1 出生数・合計特殊出生率						○			○	
	表	2 人工妊娠中絶の状況		◎		○	○	○			◎	◎
	図	5 特定妊婦受件数(年代別)	○	◎	○	○		◎			○	◎
	表	3 婚姻・離婚数				○						○
	表	4 母子世帯数		○		○		○				○
	図	6 ひとり親になって困ったこと	○	◎	○	◎		○				◎
	表	5 生活保護受給世帯における母子世帯数		◎	○	◎	○	○				○
	図	7 熊本市の有業者のうち正規・非正規の割合				○		○				○
	図	8 熊本市の非正規労働者の年間所得額別の人数				○		○				○
2 本市の 相談 窓口の 現状	図	9 女性相談件数の推移	◎		○	○	○	○			○	◎
	図	10 令和5年度女性相談主訴別割合	◎		○	○	○	○	○	○	○	○
	表	6 図10のうち暴力（ストーカー含む）に関する相談件数	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	図	11 被害者本人からのDV相談件数の推移	◎	○	◎	○	○	○	○	○	○	◎
	図	12 熊本市DV相談推移(年代別)	◎	○	◎	○	○	○	○	○	○	◎
	表	7 保護命令申立て件数	◎	◎	◎	◎	○	○	○			○
	図	13 県内ストーカー・DV事案新規認知件数	○		○	○		○			○	◎
	図	14 令和5年度相談内容内訳	○	◎	○	○		◎	○	○	○	◎
3 民間 の支援 状況	頁	12 その他の相談窓口	○	○	○	○	○	◎			○	○
	図	15 支援分野（複数回答）		○	○	○	○	◎				○
	図	16 支援内容（複数回答）		○	○	○	○	◎				○
	図	17 困難な問題を抱える女性への支援において困ったこと(複数回答)	◎	○	○	○	○	◎	◎			◎
4	頁	15 ヒアリング	○	○	○	○	○	◎			○	◎

第3章 目指す姿・基本方針・計画の体系

1 目指す姿

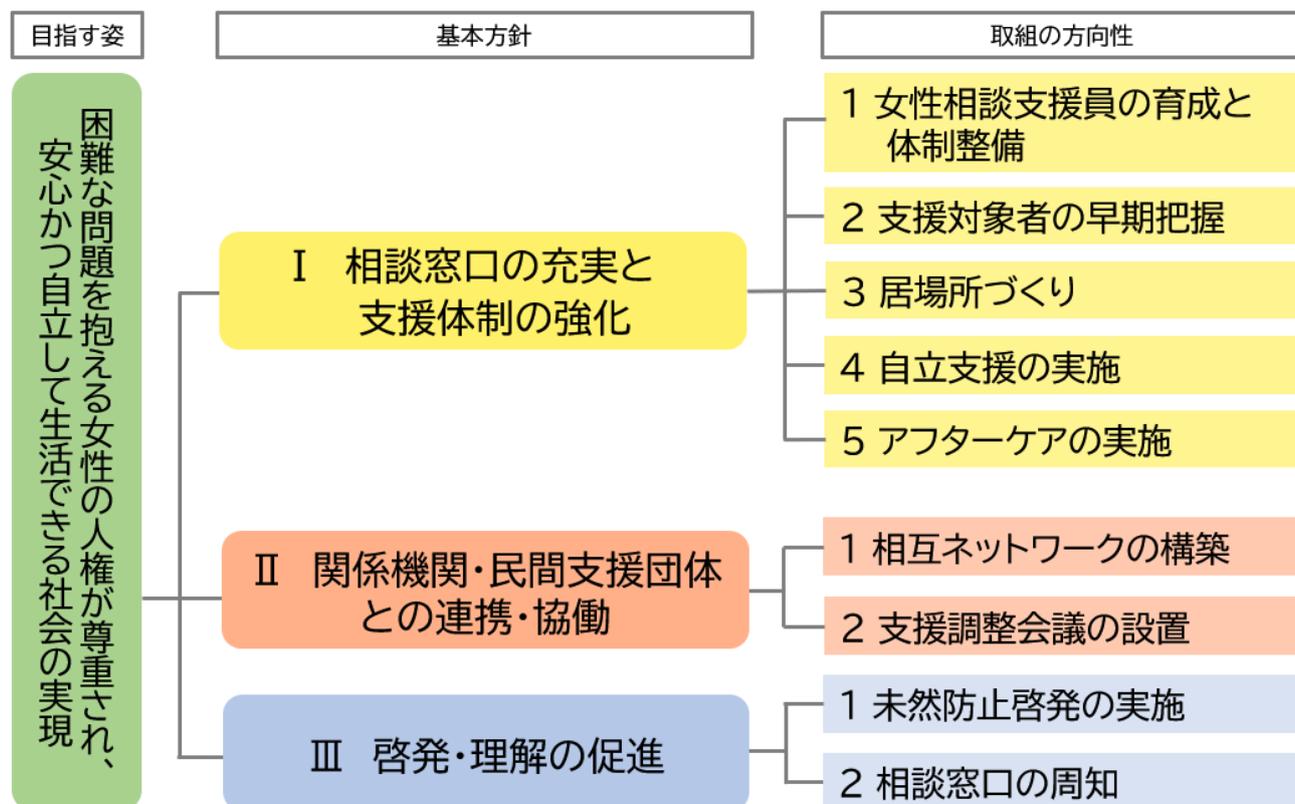
本計画において、目指すべき姿を次のとおり掲げます。

困難な問題を抱える女性の人権が尊重され、
安心かつ自立して生活できる社会の実現

2 基本方針

本計画の目指す姿の実現に向けて、現在の課題として整理した3つの項目を基本方針とし、困難な問題を抱える女性への支援を推進していきます。

3 計画の体系



第4章 支援の内容

1 支援の方向性

女性の希望と意思を尊重しながら、それぞれに抱えている問題及び背景や心身の状態等に応じた最適な支援を行うために、関係機関や民間支援団体等と連携しながら、困難な問題を抱える女性への支援の役割を明確化し、自立に向けて必要な支援を行っていきます。

2 関係機関の役割

(1) 女性相談支援員の役割

女性相談支援員は、支援対象者の意思や意向を最大限に尊重し、関係機関や民間支援団体等とも連携を図りながら、支援対象者の問題解決に向けて支援を行います。

主な役割

- ・丁寧な聴き取りにより、アセスメントを実施し、支援のコーディネーター機能を果たす
- ・支援対象者の人権や気持ちを尊重しながら寄り添い、心理的なサポートを実施
- ・一時保護の場合は、支援対象者や支援の現場のニーズと実情に合った個別支援計画の策定に参画
- ・各種福祉サービスの利用について関係部署や関係機関と調整
- ・各種行政手続の際、本人の意向を確認し同行
- ・一時保護施設や民間支援施設等へ入所する際の調整や同行
- ・就労や住居確保の際、関係部署や関係機関、民間支援団体等への連絡調整

(2) 関係部署・関係機関の役割

困難な問題を抱える女性の支援に必要となりうる児童福祉、母子福祉、障がい者福祉、高齢者福祉、生活困窮者自立支援、生活保護等の様々な制度があり、既にこれらを含め様々な分野の相談窓口が連携し、相談や支援を実施しています。しかしながら、ひとりの女性が様々な問題に複合的に直面していることから、包括的な支援を行う上で関係部署や関係機関との連携は必要不可欠であり、情報共有や連携を強化し、支援が必要な人に最適な支援が届く体制を整えます。

主な役割

- ・関係部署は、支援に関する情報を共有しながら、円滑な連携を実施
- ・関係機関は、支援が必要な対象者の意思を確認しながら、連携した支援を実施

(3) 民間支援団体等の役割

困難な問題を抱える女性に対して、民間支援団体は独自に支援を実施しており、柔軟性のある支援やこれまでの活動の中で蓄積された知見や経験、育成されてきた人材等は、支援を進める上で重要となることから、民間支援団体では、行政機関だけでは届きにくい支援に取り組む役割が期待されます。

主な役割

- ・アウトリーチによる支援対象者の早期発見
- ・支援対象者への居場所の提供
- ・支援対象者とつながり続ける支援や地域での見守りを実施
- ・行政とお互いに連携しながら支援を実施

3 主な関係部署・関係機関

主な関係部署	政策局	国際課
	文化市民局	男女共同参画課、人権政策課、生活安全課、戸籍住民課
	健康福祉局	健康福祉政策課、保護管理援護課、高齢福祉課、障がい福祉課、こころの健康センター
	こども局	こどもの権利サポートセンター、こども支援課、保育幼稚園課、こども家庭福祉課、妊娠内密相談センター、児童相談所
	経済観光局	雇用対策課
	都市建設局	住宅政策課、市営住宅課
	各区役所	区民課、福祉課、保護課、保健こども課
	教育委員会事務局	学務支援課、総合支援課、健康教育課、人権教育指導室
主な関係機関	<p>熊本県女性相談センター、熊本県女性相談支援員連絡協議会、女性自立支援施設（他都道府県）、配偶者暴力相談支援センター、都道府県・市町村の女性支援担当部局、障害保健福祉部局、男女共同参画主管部局、熊本県男女共同参画センター、熊本市男女共同参画センターはあもにい、母子生活支援施設、児童相談所、児童福祉施設、保育所、教育機関、福祉事務所、精神保健福祉センター、保健所、市町村保健センター、くまもと被害者支援センター（性暴力被害者のためのサポートセンターゆあさいどくまもと）、医療機関、熊本県警察、熊本県弁護士会、裁判所、日本司法支援センター、職業紹介機関、職業訓練機関、障害に係る相談支援事業所、生活困窮者自立相談支援機関、社会福祉協議会、熊本市民生委員児童委員協議会、熊本市居住支援協議会、住宅確保要配慮者居住支援法人、その他社会福祉サービス関係者 等</p>	

4 取組内容

基本方針Ⅰ 相談窓口の充実と支援体制の強化

現在、本市ではDVや福祉、こども等、それぞれの相談窓口において、各々の福祉制度等を活用し、女性からの相談に対応しています。今後も、困難な問題を抱える女性が相談しやすいように、相談窓口の充実に努めるとともに、円滑な支援につなげるために支援体制の連携強化に取り組みます。

取組の方向性Ⅰ-1 女性相談支援員の育成と体制整備

課題 A

本市では、困難な問題を抱える女性の最も身近な相談窓口として、女性相談支援員を複数名配置しています。複合化する問題へ対応するためには専門的知識が必要であることから、研修によるスキルアップを図っていきます。また、支援対象者の置かれている状況や支援ニーズを把握し、関係機関や民間支援団体等との連携体制の課題を整理した上で、必要に応じて女性相談支援員の適切な配置場所や人数などの体制整備を図っていきます。

主な取組		市	関係機関 民間団体
女性相談支援員による相談対応や支援			
①	女性の相談員を配置し、安心して相談できる窓口の体制整備	○	
②	支援対象者の意思に寄り添った支援を行い、関係機関等と緊密に連携し、各種の福祉サービス等の利用調整を実施	○	
③	女性相談支援員が対応した相談を自分一人で抱えこむことのないよう、組織的な対応を実施	○	
④	SNS等を活用したアクセスしやすい相談方法の活用	○	○
法律相談			
⑤	離婚、DVやストーカー被害など、法的に支援が必要な場合には弁護士による法律相談の実施	○	○
女性相談支援員等の育成等			
⑥	女性相談支援員や支援者を対象とした専門的な知識の習得や二次被害の防止、人権の尊重、個人情報の管理等の研修を実施	○	○
障がいのある人、高齢者、外国人、トランスジェンダー等に配慮した対応			
⑦	配慮が必要な相談者に対しては、窓口での手続等を円滑に行うため、相談者の状況に応じて、女性相談支援員等が同行支援を実施	○	○

※ 主な取組の表の説明…困難な問題を抱える女性への支援に関する計画では、本市の女性相談担当部署だけでなく、様々な関係部署と関係機関、民間支援団体とも連携・協働して支援を行っています。実施主体（取組主体）に○マークを入れています。

取組の方向性 I-2 支援対象者の早期把握

困難な問題を抱える女性を、早期に把握し、適切な支援につなげることが必要です。そのため、民間支援団体等とも連携し、窓口、電話やSNSなど多様な相談ツールを活用します。また、支援を必要としながらも相談につながりにくい方を把握し、適切な支援につなぐ体制づくりを進めます。

主な取組		市	関係機関 民間団体
①	地域の民生委員・児童委員からの情報提供に基づいた支援対象者の早期把握	○	○
②	熊本県と連携した繁華街での巡回やSNS相談による、支援を必要としながらも相談につながりにくい若年女性の早期把握	○	○
③	学校関係者や保育所等による、困難な問題を抱える子どもや家庭の状況の早期把握	○	○

取組の方向性 I-3 居場所づくり

困難な問題を抱えていても、行政機関に相談することのハードルが高く相談窓口にとどり着けない女性や、支援を受けられることに気づかない女性もいます。民間支援団体や関係機関と連携し、相談のきっかけ作りとして、気軽に立ち寄り、安心して自由に自分の気持ちや悩みを話すことができ、必要な場合は支援者と話すことができるような居場所の設置を検討します。

また、支援対象者が緊急一時的に避難でき、安全安心に過ごすことができる場所の確保に努めます。

主な取組		市	関係機関 民間団体
支援のきっかけとなる居場所づくり			
①	定期的な相談会の開催等、気軽に安心して立ち寄ることができる場を提供し、必要に応じて支援につなぐ等、支援対象者の早期把握・早期支援の推進	○	○
②	居場所のない若年女性等への安心安全な居場所の確保を推進	○	○
一時的な避難ができる居場所づくり			
③	シェルターを運営する民間支援団体に対する支援	○	
④	緊急的な状況、居所のない状態の際、熊本県や民間支援団体と調整し、一時的に安全な場所を確保	○	○

取組の方向性 I-4 自立支援の実施

自立支援では、経済的な自立のみではなく、支援対象者の状況や希望、意思に応じて、安定的に日常生活や社会生活を営み、その人らしい暮らしを実現することを目指します。支援対象者が安定的な生活を営むためには、住まいの確保や就労支援、心理的ケアが必要なことから、母子生活支援施設等、関係機関や民間支援団体等と連携し対応に努めます。

主な取組		市	関係機関 民間団体
居住の支援			
①	支援対象者が円滑に住まいを確保できるよう熊本市居住支援協議会など関係機関と連携した居住支援の実施	○	○
②	公営住宅へのDV被害者・犯罪被害者等の居住の支援を実施	○	○
就労支援			
③	関係機関、民間支援団体等と連携した丁寧な就労支援の実施	○	○
④	仕事に必要な資格取得講座やセミナーの実施	○	○
生活支援			
⑤	生活困窮や家計の相談など、経済的な自立に向けた支援の実施	○	○
心理的ケア			
⑥	医療機関、心理カウンセリング機関、サポートグループなどを紹介し、必要に応じて同行支援を実施	○	○

取組の方向性 I-5 アフターケアの実施

地域における生活では、支援対象者が安定して自立した生活が営めるよう支援が必要です。

市と関係機関や民間支援団体は連携を図り、自立した後も支援対象者が再び困難な状況に陥らないように緩やかにつながり続け、再度の支援が必要な際には円滑に支援を実施します。

主な取組		市	関係機関 民間団体
継続的なフォローアップ、相談支援			
①	孤独・孤立の状態に陥らないよう、電話や面談を行うなどの緩やかにつながり続ける支援の実施	○	○
支援対象者のこどもへの対応			
②	支援対象者のこどもに対する、学習支援や心のケア等の実施	○	○

基本方針Ⅱ 関係機関・民間支援団体との連携・協働

困難な問題を抱える女性は、支援を必要としながらも相談につながりにくい場合が少なくありません。また、行政機関のみでは対応が行き届きにくい支援もあります。行政と民間支援団体等が協働し、それぞれの強みを発揮することで、個々の支援対象者の状況に応じてきめ細かに支援します。

課題 F

取組の方向性Ⅱ-1 相互ネットワークの構築

国の基本的な方針では、「困難な問題を抱える女性への支援に関わるすべての関係機関・民間支援団体が、対等な関係性の下、女性本人を中心に連携・協働すること」とされています。支援に関する施策を支援対象者に確実に届けるためには、市の関係部署、関係機関、民間支援団体による、支援のそれぞれの強みを生かした相互連携が重要です。そのため、それぞれが相互に顔の見える対等な関係づくりに取り組みます。

主な取組		市	関係機関 民間団体
①	様々な分野で支援対象者へのアプローチを行っている民間支援団体等を把握し、民間支援団体等が持つ人材やツール等を、相互に活用できるような仕組みを協働で構築	○	○

課題 G

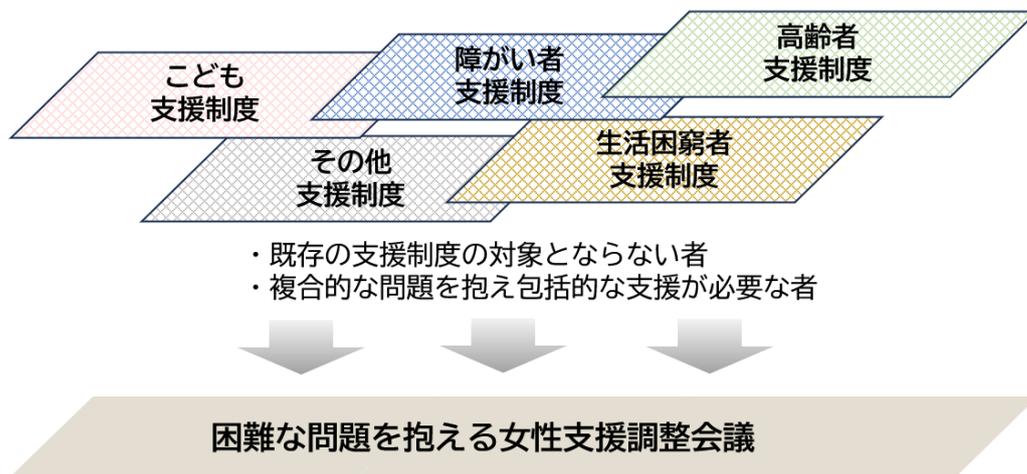
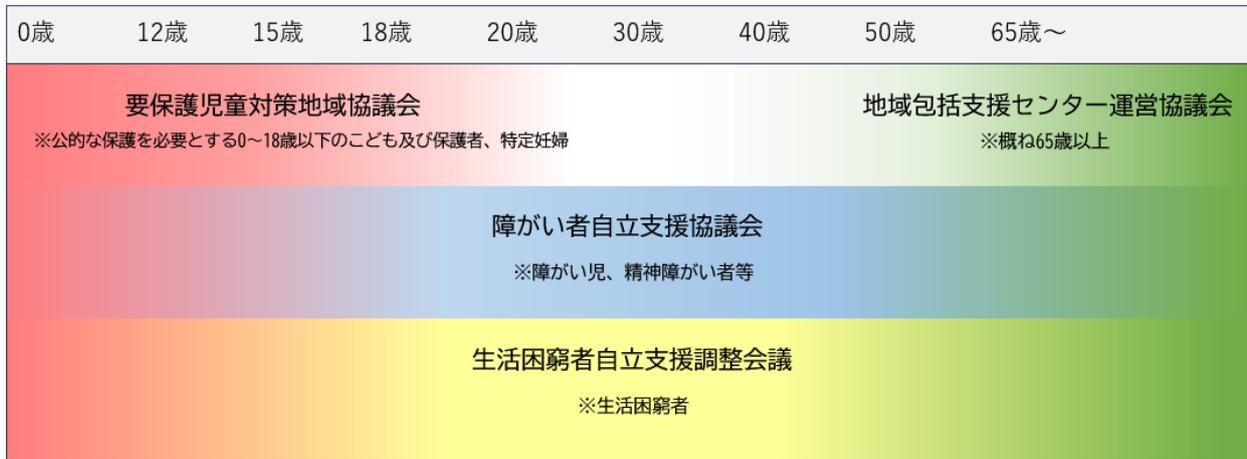
取組の方向性Ⅱ-2 支援調整会議の設置

既存の支援制度の対象とならない方や、複合的な問題を抱え包括的な支援が必要な支援対象者に対して最適な支援を行うため、関係部署や関係機関、民間支援団体の関係者で構成する支援調整会議を新たに設置し、個人情報の適正な取扱いを確保した上で、関係者の相互理解や連携を深めるとともに、個別の支援対象者について情報共有を図り、支援の方向性を協議します。

主な取組		市	関係機関 民間団体
①	代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議とそれぞれの段階に応じて会議を開催し、効果的な組織づくり及び運用を検討	○	○

支援調整会議	内容	開催頻度	出席者
代表者会議	支援体制の全体像及び調整会議全体の評価等を行う	年1回	構成機関等の代表者
実務者会議	個別ケースの定期的な状況確認や支援の見直し、支援対象者の実態把握を行う	定期的	構成機関等の担当者
個別ケース検討会議	既存の支援制度の対象とならない場合や複合的な問題を抱え包括的な支援が必要な場合、詳細な支援方針の検討を行う	随時	ケースに直接関わりのある担当者 支援対象者

支援調整会議（個別ケース検討会議）対象者のイメージ



基本方針Ⅲ 啓発・理解の促進

女性が安心かつ自立して生活できる社会づくりを推進できるよう、社会全体に向けた啓発、教育の推進に取り組む必要があります。さらに、女性が困難な問題に直面した場合に相談できる窓口や活用できる制度について、積極的な周知に努め、相談することの必要性についても理解促進を図ります。

課題 H

取組の方向性Ⅲ-1 未然防止啓発の実施

DVや性暴力等の未然防止に向けて、一人ひとりがかかけがえのない存在であり、困難に直面した場合は支援を受ける権利があるという意識の醸成を図るため、年齢や発達段階に応じた教育と啓発が必要です。DVや性暴力等に関する教育・啓発のほか、人権教育や消費者教育を実施していきます。

主な取組		市	関係機関 民間団体
学校や保育所等における未然防止啓発			
①	こどもたちに対し、発達段階を踏まえた性教育やDV防止の啓発、人権教育を実施	○	○
②	教職員を含む関係者に対し、こどもたちへの性教育やDV防止などの指導の充実のため、生命（いのち）の安全教育研修の実施	○	
市民に向けた情報発信			
③	幅広い対象に情報が届くように、YouTube や SNS 等、多様なツールを活用し、効果的な周知啓発の推進	○	○
④	講座やセミナーを開催し、意識の醸成を推進	○	○
⑤	女性に対する暴力をなくす運動期間や児童虐待防止推進月間など様々な機会をとらえ、市民に対する困難な問題を抱える女性への理解を促進するための啓発・情報発信の実施	○	○

課題 I

取組の方向性Ⅲ-2 相談窓口の周知

女性が困難な問題に直面した際に相談できる窓口や活用できる支援制度について、市民向けに積極的な周知を図り、身近な相談先につながる必要があります。そのためには、相談窓口の場所や支援内容等の啓発、広報等を実施します。

主な取組		市	関係機関 民間団体
①	相談窓口や支援制度について、本市ホームページへの掲載や広報紙、チラシ、ポスター等、様々な媒体を活用した幅広い周知	○	○
②	困難な問題を抱える女性を早期に把握しやすいと考えられる関係先に対する積極的な周知	○	○

5 成果指標

本計画において、基本方針ごとに以下の目標値を設定します。

基本方針	指標	基準値 (R6年度)	目標値 (R9年度)
I 相談窓口の充実と 支援体制の強化	研修に参加した女性相談支援員等 の延べ人数	139人	200人
II 関係機関・民間支援 団体との連携・協働	協働する民間団体の数	12団体	15団体
III 啓発・理解の促進	暴力根絶、性暴力被害防止講座な どの出前講座の参加者数	809人 (R5年度)	965人
	ポスター、周知カード等設置協力 事業所数	0事業所	50事業所
	女性相談窓口の認知度	35.3%	50.0%

第5章 計画の推進と進捗管理

1 計画の推進

本計画の推進にあたっては、全庁的な体制により、困難な問題を抱える女性を支援する各部署が主体的に取り組むことで、円滑かつ効果的な計画の推進を図ります。

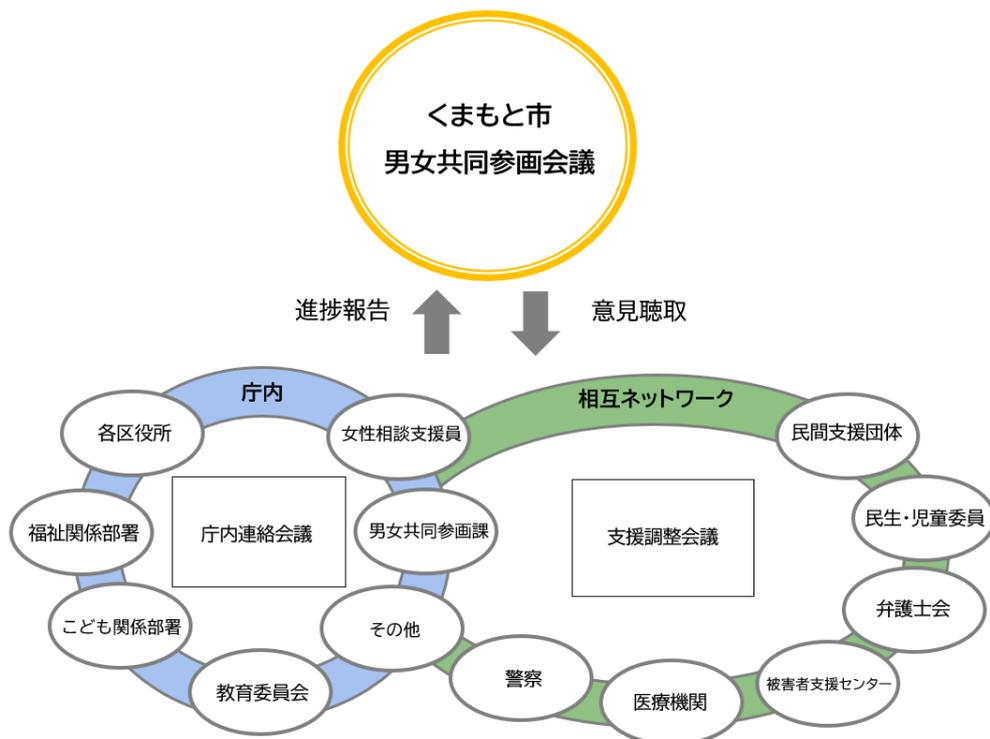
また、**庁内連絡会議及び支援調整会議において、関係機関等**と支援のための情報共有や支援状況の協議、意見交換等を行い、連携の充実を図ります。

2 計画の進捗管理

本計画は施策の基本方向を示す計画であり、基本方針に基づく各取組を推進するとともに、計画の達成に向け、適切に進捗管理を行います。

また、関連計画である「第2次熊本市男女共同参画基本計画」において、困難な問題を抱える女性に関する取組を具体的施策として位置づけていることから、男女共同参画の推進に関する施策及び重要事項を調査審議する「くまもと市男女共同参画会議」への進捗の報告を行うとともに、必要に応じて、本計画の対象者への支援に携わる関係者や有識者の意見を聴取し、計画の円滑かつ効果的な推進を図ります。

<推進体制のイメージ>



参考資料① 用語の解説

(50音順)

アウトリーチ

必要な支援が届いていない人に支援機関等からアプローチして支援を届けること。

アセスメント

相談者の現状を把握、困りごとを整理した上で、どのような支援が必要なのか、相談者の意向や希望を明確にすること。

権利擁護

高齢者をはじめとする支援が必要な人の生活や財産を守るための支援を行うこと。

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数に相当する（厚生労働省人口動態統計の調査の概要）。

コーディネーター

調整役。

困難な問題

DV、性被害、依存症、生活困窮、望まない妊娠、孤独・孤立、家庭不和などが複雑化、複合化し、自分だけでは解決できない問題。

女性自立支援施設

困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。都道府県が設置することができる（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第12条）。

人工妊娠中絶

胎児が、母体外において、生命を保続することのできない時期に、人工的に、胎児及びその付属物を母体外に排出すること（母体保護法第2条第2項）。妊娠満22週未満（厚生労働省通知）。

人身取引

暴力や脅迫などの手段を用いて、売春や風俗店勤務、労働などを強要される犯罪であり、重大な人権侵害。

ストーカー

同一の者に対し「つきまとい行為」や「位置情報無承諾取得等」などを繰り返し行う人を指す。

性的搾取

性的な目的で相手の弱さや力関係、信頼関係を悪用する行為やその試み。女性や子どもなどを支配下に置き、売春や性的サービス、労働の強要などにより搾取する犯罪。

性暴力・性的虐待

同意のない性的な行為。上下関係が成立している間柄で性的な侵害行為が発生している状態を指す。犯罪となる場合もある。

DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。身体的暴力のほか、精神的暴力、性的暴力、生活費を渡さないといった経済的暴力なども含まれる。恋人との間におこる暴力をデートDVという。

売春

対償を受け、又は受ける約束で、不特定の相手方と性交することをいう（売春防止法第2条）。

保護命令

配偶者等からの身体に対する暴力又は脅迫を受けた被害者が配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、被害者の申立てにより、裁判所が、相手配偶者に対して発する命令のこと。被害者への接近禁止命令、被害者への電話等禁止命令、被害者の同居の子への電話等禁止命令、被害者の親族等への接近禁止命令、退去等命令がある。

母子生活支援施設

児童福祉法第7条の規定に基づく児童福祉施設。配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする（児童福祉法第38条）。

民間シェルター

民間団体によって運営されている暴力を受けた被害者が緊急一時的に避難できる施設のこと。被害者の一時保護のほか、相談対応、自立へ向けた支援など、被害者に対する様々な援助を行っている。

ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のこと（子ども・若者育成支援推進法第2条）。

有業者

ふだん収入を得ることを目的として仕事をしており、調査日（令和4年10月1日）以降もしていくことになっている者及び仕事は持っているが現在は休んでいる者のこと（令和4年就業構造基本調査）。

要保護女子

旧売春防止法における「性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子」のこと。

参考資料② 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

(令和四年法律第五十二号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

(基本理念)

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

(関連施策の活用)

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百

三十二号) 第二条に規定する職業紹介機関をいう。) 、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。) 、配偶者暴力相談支援センター(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。) その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。) を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。) を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。) は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。) を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等

(女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

- 2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。
- 3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
 - 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。
- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
- 6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
- 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。
(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

第十一条 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四号から第六号までを除く。）並びに第二十二條第一項及び第二項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。

- 2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二條第二項第二号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。
- 3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

（女性自立支援施設）

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。

- 2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。
- 3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

（民間の団体との協働による支援）

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

- 2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

（民生委員等の協力）

第十四条 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

（支援調整会議）

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

- 2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
 - 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
 - 三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者
- 6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵かん養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受け取ることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

- 一 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

（都道府県等の補助）

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

（国の負担及び補助）

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。）

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日

三 略

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日（検討）

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（準備行為）

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

（婦人補導院法の廃止）

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

（婦人補導院法の廃止に伴う経過措置）

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

参考資料③ 熊本市困難女性支援基本計画（仮称）策定委員会名簿

◎委員長、○副委員長 (敬称略)

	選任分野	所属・職名	氏名
1	学識経験者	熊本大学 副学長 ダイバーシティ推進室 室長 熊本大学人文社会科学部（法学系）教授	◎ 倉田 貴世
2	福祉関係者	熊本市民生委員児童委員協議会 監事	よねみつ みえこ 米満 美恵子
3		熊本県女性相談支援員連絡協議会 会長	とみなが ともこ 富永 智子
4	司法関係者	熊本県弁護士会 弁護士	○ あべ ひろみ 阿部 広美
5	医療関係者	社会医療法人愛育会 福田病院 母子サポートルーム 室長	ひだか えり 日高 恵利
6	関係民間団体	公益社団法人くまもと被害者支援センター センター長	たのうえ みちこ 田上 美智子
7		NPO 法人くまもと相談所 所長	やまぐち さとこ 山口 里子
8	関係行政機関	熊本県警察本部人身安全対策課 課長	まるやま おさむ 丸山 修
9		熊本市健康福祉局健康福祉部 部長	いしもと のりこ 石元 典子
10		熊本市こども局こども福祉部 部長	みつやす かずみ 光安 一美